



島根県報

平成28年9月30日（金）

号外 第158号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第602号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ143番4地先から同イ144番1地先まで	前	メートル 20.00～ 27.00	メートル 45.00	益田県土整備事務所 雪寒工事 拡幅
			後	20.00～ 63.00	45.00	
県道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野432番2地先から同425番1地先まで	前	12.80～ 15.70	181.00	松江県土整備事務所 減幅 用水路付替え
			後	11.00～ 14.10	181.00	
〃	米子伯太線	安来市吉佐町字殿屋755番3地先から同749番1地先まで	前	7.00～ 29.65	79.58	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	17.18～ 33.42	79.58	
〃	十六島直江停車場線	出雲市十六島町字横撫515番12地先から同番13地先まで	前	4.87～ 6.54	86.00	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	4.87～ 6.87	86.00	
〃	鱒淵寺線	出雲市別所町字東325番5地先から同211番8地先まで	前	4.80～ 42.00	155.65	道路改良工事 拡幅
			後	5.40～ 50.35	155.65	

島根県告示第603号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	十六島直江停車場線	出雲市十六島町字横撫515番12地先から同番13地先まで	メートル 86.00	平成28年 9月30日	出雲県土整備事務所	